

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 平成29年 3月 5日

許可の有効年月日 令和 4年 3月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
・汚泥（無機性汚泥に限る。）

以下余白

- (2) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・木くず
・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 移動式造粒固化施設

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）

イ 設置年月日 平成19年11月10日

ウ 処理能力 234t/日（29.25t/時間）

エ 設置許可年月日 -（設置許可対象外施設）

オ 設置許可番号 -（設置許可対象外施設）

- (2) 移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）

イ 設置年月日 平成18年6月29日

ウ 処理能力 木くず 152t/日（19t/時間）

エ 設置許可年月日 平成18年3月17日

オ 設置許可番号 第105082-23号

- (3) 移動式破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110）

イ 設置年月日 平成13年1月23日

ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

3200t/日（400t/時間）

エ 設置許可年月日 平成14年6月13日

オ 設置許可番号 資循第24-111号

(以下、裏面記載)

(4) 移動式破碎施設Ⅲ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 平成24年2月27日
ウ 処理能力 木くず 453.2t/日
エ 設置許可年月日 平成24年2月27日
オ 設置許可番号 23盛廃第517-3号

(5) 移動式破碎施設Ⅳ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 令和2年2月25日
ウ 処理能力 木くず 209.6t/日（26.2t/時間）
エ 設置許可年月日 令和2年2月7日
オ 設置許可番号 1盛廃第27-5号

(6) 移動式破碎施設Ⅴ

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1）
イ 設置年月日 令和3年10月22日
ウ 処理能力 がれき類 2936t/日（367t/時間）
エ 設置許可年月日 令和3年10月18日
オ 設置許可番号 3盛廃第27-1号

以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 3月 5日 当初許可
平成19年 3月 5日 更新許可
平成20年 3月 6日 変更許可
平成24年 3月 5日 更新許可
平成29年 3月 5日 更新許可
平成29年 3月14日 変更届出書受理（木くずの移動式破碎施設を1施設追加したこと。）
令和 2年 3月31日 変更届出書受理（木くずの移動式破碎施設を1施設追加したこと。）
令和 3年11月17日 変更届出書受理（がれき類の移動式破碎施設を1施設追加したこと。）

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白